

郵送による届出手引き

【郵送による報告の方法】

1 送付書類等

(1) 届出書（正本）（副本） 2部

※正本と副本は同じ内容が記載されていることを確認してください。

※届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れ等がないように確認をしてください。（届出日、届出者の押印等）

(2) 副本返信用封筒 1通

※受付印を押印した届出書（副本）の返信に必要です。

※副本の重さや大きさに応じて必要な料金分の切手を貼付してください。

※あらかじめ宛名をご記入ください

(3) 連絡用紙 1通

※届出に関する不明事項等を問い合わせする場合があります。開庁時間（8:45～17:15）に連絡がとれる電話番号、メールアドレス等を記載してください。

【留意事項】

- 1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕をもって行ってください。
- 2 発送方法については任意ですが、消防機関に郵便物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- 3 届出書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な書類を改めて送付していただくことや、来庁いただくことがあります。
- 4 返信用封筒に副本の重さや大きさに応じて必要な料金分の切手を貼付してください。切手の額が不足している場合は、来庁いただくことがあります。

※返信用封筒の宛名は、副本を返信するために必須です。無記入、誤記入等がないよう、確認をしてください。また、消防本部から連絡する場合がありますので、対応可能な方の連絡先を記入してください。

【問い合わせ先】

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>・「郵送による受付の対象となる届出」①について
箕面市消防本部予防室 指導グループ 072-724-9994</p> <p>・「郵送による受付の対象となる届出」②～⑤について
箕面市消防本部予防室 予防グループ 072-724-9995</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【届出書郵送先】

- ・「郵送による受付の対象となる届出」①のうち、箕面市内のもの
(指導グループ)
- ・「郵送による受付の対象となる届出」②～⑤
(予防グループ)

〒562-0001

箕面市箕面五丁目11番19号

箕面市消防本部予防室 指導グループ 宛

予防グループ 宛

- ・「郵送による受付の対象となる届出」①のうち、箕面市森町地区、止々呂美地区及び豊能町内のもの

〒563-0103

豊能郡豊能町東ときわ台一丁目1番地の2

箕面市消防本部豊能消防署 宛